

# 中村学園三陽中学校奨学生規程

平成29年9月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、中村学園三陽中学校(以下「本校」という。)の建学の精神に賛同して、本校に入学した生徒に対し、奨学金を支給することにより、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生は、育英奨学生及び育才奨学生とする。

(奨学金)

第3条 奨学金は、中村学園特別奨学基金より生ずる果実をもってこれに充てる。

(奨学生の数)

第4条 奨学生の数は、校長と理事長が協議のうえ決定する。

(奨学生の資格)

第5条 奨学生の資格は、次のとおりとする。

(1) 育英奨学生

- ① 本校の実施する入学試験において、優秀な成績を修めた者。
- ② 在学中の学業成績が優秀である者。
- ③ 在学中の学業成績が優良であり、かつ生活態度が他の生徒の模範とするに足る者で、家庭の事情のため、学資の支弁が著しく困難になった者。

(2) 育才奨学生

入学後においてもこれまで習得した才能の伸長をさらに図り、学業や諸活動に活かしていくことを希望する者で、本校が実施する審査に合格した者。

(奨学金の支給)

第6条 奨学生には、次のとおり奨学金を支給する。

(1) 育英奨学生

- ① 育英奨学生Aは、入学申込金・入学時施設費、及び授業料・維持充実費を支給する。
- ② 育英奨学生Bは、入学申込金・入学時施設費、及び授業料・維持充実費の3分の2を支給する。
- ③ 育英奨学生Cは、入学申込金・入学時施設費の半額、及び授業料・維持充実費の半額を支給する。

(2) 育才奨学生

- ① 育才奨学生Aは、入学時施設費、及び授業料・維持充実費を支給する。
- ② 育才奨学生Bは、入学時施設費、及び、授業料・維持充実費の半額を支給する。

③ 育才奨学生Cは、入学時施設費を支給する。

2 前項各号における奨学生のうち、就学支援金受給者に対する奨学金は就学支援金相当額を差し引いた額とし、別表の金額を支給する。

(奨学生の申込)

第7条 奨学生を希望する者は、受験前に次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、本校の実施する入学試験において、優秀な成績を修めた者で育英奨学生に推薦された場合は、この限りではない。

(1) 育英奨学生…本校所定の奨学生(希望)申込書

(2) 育才奨学生…本校所定の受験資格取得申請書

(奨学生選考委員会)

第8条 奨学生選考及び適格審査のために、奨学生選考委員会を置く。

2 奨学生選考委員会は、運営委員会のメンバーで構成する。

3 奨学生選考委員会に、校長が必要と認める者を出席させることができる。

(奨学生及び奨学金の決定)

第9条 校長は、奨学生選考委員会の議を経て、奨学生及び奨学金の内容を決定する。

(奨学生の適格審査)

第10条 校長は、奨学生選考委員会にて、奨学生の適格審査を年度末に行う他、必要に応じ臨時に行う。

(奨学金の支給停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生選考委員会の議を経て奨学金の支給を停止することがある。

(1) 育英奨学生が学業成績不振に陥ったとき。

(2) 本校生徒としての本分にもとる行為があったとき。

(3) 長期疾病又は休学のため成業の見込みがたたないとき。

(4) 転退学・留学するとき。

(5) その他、奨学金の支給停止が妥当と認められたとき。

(奨学金の再支給)

第12条 前条第1号に該当し、奨学金の支給を停止された生徒で、その後、成績向上が著しい者については、奨学生選考委員会の議を経て、再び元の奨学金を支給することがある。

(奨学金の返還)

第13条 第11条に規定する奨学金の支給停止について、同条第2号、第4号及び第5号に該当する生徒は、すでに支給された奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、第4号該当者のうち保護者の転勤等やむを得ない事情による場合は、返還を免除することがある。

(内規)

第14条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、中村学園三陽中学校・中村学園三陽高等学校奨学生規程(平成2年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(別 表)

奨学生区分		入学時の奨学金		毎月の奨学金
		入学申込金	入学時施設費	授業料・維持充実費
育英奨学生	A	全額	全額	全額
	B	全額	全額	3分の2
	C	半額	半額	半額
育才奨学生	A	—	全額	全額
	B	—	全額	半額
	C	—	全額	—

・「福岡県私立小中学校等就学支援金」制度の実施に伴い、就学支援金受給者は上記奨学金から就学支援金相当額を差し引く。(平成29年度～平成33年度の実証事業)

※ 計算の結果生じた10円未満の端数は切り捨てる